

会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）について

健康福祉部 こども保育課

1 制定の理由

令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。）による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）において、新たに乳児等通園支援事業が市町村の認可事業に位置付けられた。

これを踏まえ、市が新たに認可するにあたり、必要となる設備及び運営に関する基準を定めようとするものです。

2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等を利用できる事業。

※令和7年度は地域子ども子育て支援事業に位置づけられ、補助事業として、希望する市町村が実施し、令和8年度から新たな給付制度として全自治体での実施となる。

（1）対象児童

0歳6ヵ月～満3歳未満の保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない乳幼児

（2）利用方式

定期的な利用方式若しくは定期的でない柔軟な利用方式又は定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、市や事業所において利用方法を選択して実施することができる。（法令上規定されていない）

（3）利用可能枠

令和7年度：10時間／月（国の補助基準上の上限）

※令和8年度以降は、国において令和7年度までの実施状況を踏まえ、決定される予定。

(4) 実施場所

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、幼稚園 等

※認可基準を満たしていれば施設類型は問わない。

3 条例の概要

会津若松市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（認可基準）

家庭的保育事業（20人以下の保育施設）の認可手続きと同様の仕組み。事業を実施するにあたっての経済的基礎や社会的信望、設備運営基準への適合状況について審査し、認可を行う。（児童福祉法施行規則第三十六条の三十六）

4 条例の内容

【項目別基準】

(1) 職員数・資格要件（第22条、第25条関係）

ア 一般型

項目	一般型
配置人数	一時預かり事業（一般型）に準じた基準 0歳児 3：1 1・2歳児 6：1 1事業所につき2人を下ることはできない（最低2人体制）
乳児等通園支援従事者の資格	従事者の半数以上は保育士である必要がある 保育士以外の従事者は指定された研修を修了する必要がある （※他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、職員を兼ねることができる。）

イ 余裕活用型（保育所・認定こども園・家庭的保育事業等）

各事業等の配置基準および乳児等通園支援事業者の資格は各事業の配置基準のとおり

(2) 設備・面積基準（第21条、第25条関係）

ア 一般型（保育所の設備基準に準じた基準）

項目	内容
保育室	0・1歳児 乳児室又はほふく室及び便所 2歳児 保育室又は遊戯室及び便所
面積	乳児室 1人 1.65㎡ ほふく室 1人 3.3㎡ 保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡

イ 余裕活用型 各施設または事業の基準による

(3) 給食（第15条関係）

食事提供の有無は事業者の判断による。

食事提供を行う場合は、自園調理又は調理業務の委託による。

(4) 耐火基準等（第21条、第25条関係）

（家庭的保育事業等の設備基準に準じた基準）

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物の場合は、転落事故を防止する設備、非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設ける。

5 施行期日

公布の日から施行予定

「一時預かり事業」と「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の関連について

	一時預かり事業	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
位置づけ	<p>市町村が実施主体となる補助事業</p> <p>※地域子ども・子育て支援事業。事業実施を希望する自治体のみ実施</p>	<p>法に基づく新たな給付（乳児等のための通園給付）</p> <p>①給付制度となることで、市は利用を希望するすべての方が利用できるような体制を整える必要がある</p> <p>②全ての自治体で実施</p> <p>（令和7年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられているため、事業実施を希望する自治体のみ実施）</p>
事業の目的	<p>「保護者の立場からの必要性」に対応するもの</p> <p>※家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預ける等、保護者を主体に考える</p>	<p>「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的とするもの</p> <p>※こどもに集団生活を体験させたい等、こどもを主体に考える</p>
対象児童（年齢）	<p>0歳～5歳児</p> <p>（乳幼児（0歳～小学校就学の始期に達するまでの者））</p>	<p>0歳6か月～満3歳未満</p> <p>（※満3歳以上は、認定こども園や幼稚園で集団生活を体験することができる。）</p>
利用時間	<p>利用時間の定めなし</p>	<p>10時間／月以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間</p> <p>（令和7年度は、国の補助上限は10時間／月）</p>
利用状況の把握	<p>市は特定の利用者について利用状況を把握できない</p> <p>事業所から市へ報告は利用人数のみのため</p> <p>（参考：利用の流れ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者は事業所へ直接利用申し込み 2. 事業所は月ごとの利用実績（人数）を市へ報告 3. 市は事業所へ利用実績（人数）に応じて補助金を交付 	<p>市は認定の申請をしている人と申請をしていない人や、認定を受けた上でどの程度利用しているかについて、状況の把握をすることができる</p> <p>そのため、支援が必要な家庭やこどもの把握などにつなげていくことが可能となる</p> <p>（参考：利用の流れ）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者は市へ給付認定を申請 2. 市は申請に基づき認定 3. 利用者は国のシステムで利用予約 4. 市は認定者の利用予約状況を把握